

# 北見市公共交通事業者等支援金のご案内

## 1. 趣旨・目的

原油価格高騰に起因する燃料費の上昇により、大きな影響を受けている市民の移動を支える公共交通事業者等に対し、事業の継続に向けた支援を行うものです。

## 2. 支援対象者

令和4年5月末現在、北見市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所を置き、下記の事業を営む者で、今後も事業を継続する意思がある者。

- ア 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業者（都市間バス等） ※路線バスは除きます。
- ウ 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー） ※福祉輸送事業限定は除きます。
- エ 自動車運転代行業者（ヘルパー）

申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が北見市暴力団解除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当、関与していないことが条件です。

## 3. 支援額

支援対象者に対する支援金は、所有する事業用車両数と大きさに応じて決めた加算額から、国や道の燃料価格激変緩和対策事業による支援額（※）を控除した額に、基本額を加算した額となります。また、1事業者への上限金額は100万円です。

- 基本額（法人）……………10万円
- （個人）……………5万円
- 加算額 バス事業 （大型車及び中型車）……………4万円 / 台
- （小型車）……………2万円 / 台
- タクシー・ヘルパー事業者……………2万円 / 台

※国及び道の支援額が上記加算額を越える場合は基本額のみ支給します。

※支援額の合計金額が100万円を超えた場合、100万円を支給します。

※国や道の燃料価格激変緩和対策事業による支援額とは

国の実施する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第1期～第3期）」及び道の実施する「地域公共交通事業者臨時支援事業」の支給額

#### 4. 申請手続

##### (1) 申請書類

<p>① 北見市公共事業者等支援金交付申請書（様式第1号）【全事業者】</p> <p>詳しくは記載例をご覧ください。</p> <p>※申請書はすべて、ペン又はボールペンで記載してください。（フリクションペンなどの消えるインクのペンは使用不可）</p>
<p>② 事業の許可を示す事業許可証の写し【全事業者】</p> <p>複数の事業許可を受けている場合は、それぞれの事業許可証の写しを提出してください。</p>
<p>③ 誓約書兼同意書【全事業者】</p> <p>申請書同様に、記名、押印してください。</p>
<p>④ 第二種運転免許証及び支援金の振込先の通帳等の写し（個人事業者のみ）</p> <p>免許証は氏名、住所、生年月日、顔写真、有効期限、番号が確認できるもの 通帳等は口座名義人、金融機関名（支店名まで）、預金の種類及び口座番号が確認できるものを提出してください。</p>
<p>⑤ 登録されている車両がわかる保険証券等の写し（運転代行業者のみ）</p> <p>運転代行業者は、①～④の書類に加え、運転者台帳の写しを提出してください。</p>

##### (2) 申請受付期間

令和4年8月29日（月）～令和4年10月31日（金）【消印有効】まで

##### (3) 申請方法

郵送もしくは、持参。

<宛先> 〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1 4階

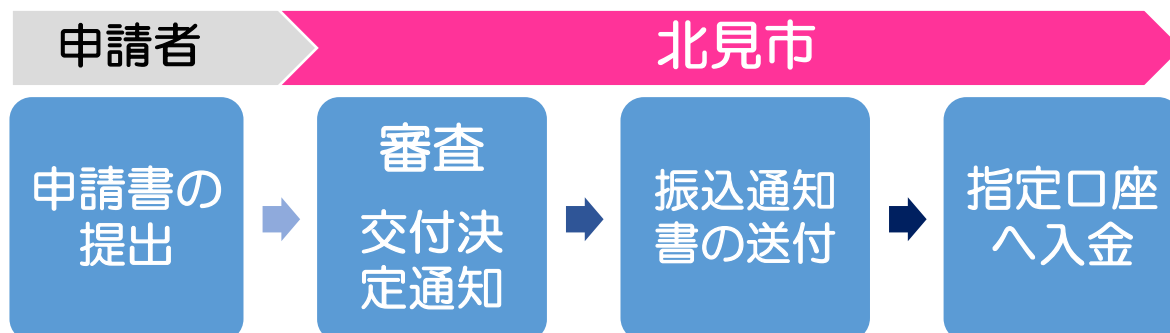
企画財政部 地域振興課 地域交通係 宛て

注意) 送料は申請者側でご負担をお願いします。

注意) 裏面に差出人の住所及び氏名を明記してください。

## 5. 申請の流れ

市のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ提出してください。適正な申請書受理後、交付決定者に支援金交付決定通知書（様式第2号）を通知し2週間程で指定口座に入金します。振込の前に振込通知書を送付します。



<問い合わせ先>

北見市企画財政部地域振興課地域交通係

電話 : 0157-25-1128 (平日午前8時45分~午後5時30分)

FAX : 0157-24-1101

Mail : [chiikishinko@city.kitami.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.kitami.lg.jp)